

漁業の禁止及び制限区域一覧表

位置 番号	水系別	漁 法	区 域	期 間
1	本 流	あゆ 友釣専用区	吉賀町七日市、坂折谷川と高津川本流との合流点より下流同町抜月、抜月橋下流端に至る区域。	5月1日より9月1日午前5時まで。 (但し、8月14日午前5時から正午までは除く。)
2		全面禁漁	吉賀町柿木村大野原、月瀬頭首工より上流25m、下流50mの区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。
3			吉賀町柿木村柿木、柿木小水力発電所取水口より上流50m、下流50mの区域。	
4		あゆ 友釣専用区	吉賀町柿木村柿木、相生橋上流端から300m上流の地点より、下流同町同、柿木小水力発電所放水口から下流200mに至る区域。	5月1日より9月1日午前5時まで。 (但し、8月14日午前5時から正午までは除く。)
5	右ヶ谷川	全面禁漁	吉賀町柿木村桃谷(内水面漁場管理委員会指示)	1月1日より12月31日まで。
6	福川川	全面禁漁	吉賀町柿木村柿木、坂本頭首工より上流25m、下流50mの区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。
7	横道川		毛針専用区は平成26年から廃止になりました。	
8	本 流	全面禁漁	吉賀町柿木村下須、中国電力設置堰堤の中心線から上流50m、下流182mの区域。(島根県漁業調整規則)	1月1日より12月31日まで。
9		昼間の 網漁禁止	吉賀町柿木村下須、中国電力設置堰堤の中心線より下流182mの地点から、津和野町枕瀬、日原発電所放水口に至る区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。
10		あゆ 友釣専用区	津和野町日原、法師橋上流端から400m上流の地点より同橋下流端より600m下流に至る区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。
11	津和野川	こいの刺網、投網、釣漁の禁止	津和野町鷺原、ふろや堰下流端から同町同、南谷川合流点に至る区域。	3月15日より6月30日まで。
12		全面禁漁	津和野町鷺原、南谷川合流点より下流同町後田地内、天神堰堤下流端に至る区域。(島根県漁業調整規則他)	1月1日より12月31日まで。
13	本 流	あゆ 友釣専用区	津和野町河村、国道9号線日原洞門上流端より下流同町池村、国道9号線池村第1洞門下流端に至る区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。
14		全面禁漁	益田市向横田町、卯の木頭首工より上流25m、下流50mの区域。	
15		あゆ 友釣専用区	益田市向横田町、向横田大橋上流端より下流同町、匹見川合流点に至る区域。	
16	伊源谷川	全面禁漁	益田市匹見町紙祖。(内水面漁場管理委員会指示)	1月1日より12月31日まで。
17	加令谷川	全面禁漁	益田市匹見町紙祖。(島根県漁業調整規則)	1月1日より12月31日まで。
18	匹見川	全面禁漁	益田市匹見町道川、中国電力匹見発電所取水堰堤から同町匹見、魚飛橋下流端に至る(支流も含む)区域。	1月1日より12月31日まで。
19		あゆ 友釣専用区	益田市匹見町匹見、広見川との合流点から同町同、紙祖川との合流点に至る区域と、同合流点から同町紙祖、諏訪頭首工に至る区域。	5月1日より9月1日午前5時まで。 (但し、8月14日午前5時から、正午までは除く。)
20		全面禁漁	益田市匹見町広瀬、中国電力設置堰堤の中心線から上流50m、下流180mの区域。(島根県漁業調整規則)	1月1日より12月31日まで。
21		全面禁漁	益田市匹見町広瀬、口板堰堤より上流25m、下流50mの区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。

※ 5月1日からの制限期間があっても、あゆの解禁日ではありません。尚、あゆ友釣り専用区では、ルアー・餌釣り等・特にこの専用区では溪流釣りの漁法は出来ませんのでご注意ください。
※ 竿釣のあゆ解禁日は交付所のポスター、漁協HPで確認してください。

ご注意	あゆの竿釣り、投網の年鑑札に顔写真(2.5×3cm)が必要です。写真の無いものは無効です。 橋上及び公道からの操業(竿釣り、網)は危険防止のため禁止です。
-----	--

※漁協では鮎の買取(受託)を行っていますが、需要量、漁獲量に応じて受入の制限や中止をする場合があります。又、濁水時や鮮度の悪い鮎、小さい鮎の買取はしておりません。

位置 番号	水系別	漁 法	区 域	期 間
変更 22	匹見川	昼間の 網漁禁止	益田市匹見町広瀬、中国電力設置堰堤の中心線より下流180mの地点から、同町澄川、澄川発電所放水口に至る区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。
		全面禁漁	益田市匹見町澄川、中国電力設置堰堤の中心線から上流50m、下流182mの区域。(島根県漁業調整規則)	1月1日より12月31日まで。
23		あゆ 友釣専用区	益田市匹見町澄川、澄川発電所放水口より下流同町同中国電力設置堰堤の中心線から50m上流に至る区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。
24		昼間の 網漁禁止	益田市匹見町澄川、中国電力設置堰堤の中心線より下流182mの地点から、猪木谷町、豊川発電所放水口に至る区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。
25		全面禁漁	益田市白岩町、白岩頭首工より上流25m、下流50mの区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。
26			益田市白岩町、隅頭首工より上流25m、下流50mの区域。	
27			益田市神田町、本郷寺頭首工より上流25m、下流50mの区域。	
28		全面禁漁	益田市横田町、剣先堰堤の中心線より上流50m、下流100mの区域。(島根県漁業調整規則)	1月1日より12月31日まで。
29		網漁具の 使用禁止	益田市横田町、山口線鉄橋上流端より下流高津川本流との出合(匹見川河口突端を結ぶ線)に至る区域。(島根県漁業調整規則)	
30		あゆ 友釣専用区	益田市横田町、山口線鉄橋上流端から高津川との合流点に至る区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。
31	後 川	全面禁漁	益田市横田町地内、山口線鉄橋上流端から上流60mの地点より下流、中原橋堰堤の上流端に至る区域。(島根県漁業調整規則)	1月1日より12月31日まで。
32	本 流 (産卵場)	全面禁漁	益田市安富町、西益田大橋下流端より下流同飯田町、飯田橋下流端に至る区域。(島根県漁業調整規則他)	10月6日より11月30日まで。
(34)	本 流	カヌー 優先区	津和野町池村「道の駅シルクウェイにちはら」の裏、親水公園上下流の立看板の間150mの区域。(カヌー利用者が優先となります。ご協力下さい。)	6月1日より9月30日まで。

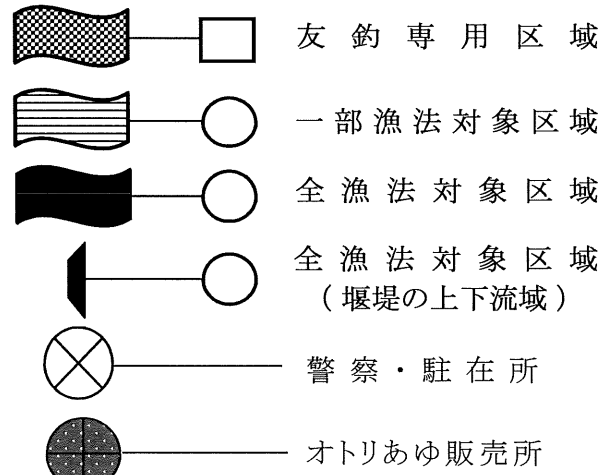
高 津 川 水 系 全 域		※(2)について、友釣り専用区は、区域によって制限が異なりますのでご注意ください。
注 意	(1)全川全面禁漁（天然あゆ資源を豊かにするための保護対策として） 但し、遊漁者については、投網、あゆ釣に限り全川禁漁。 ※繁殖保護のため、全川全面禁漁の開始日を10月1日に前倒しします。 ご理解とご協力をお願い致します。	10月1日より11月30日まで。
	(2)刺網、投網の操業時間については廃止しましたが、減水区間、友釣り専用区等個別の制限がある区域は、その制限に従って下さい。	廃止しました。
	(3)溪流魚の釣漁法の禁止。(島根県漁業調整規則)	9月1日より翌年2月末日まで。
	(4)全長15cm以下のやまめ、あまご、ます類の採捕禁止。(島根県漁業調整規則) (5)全長18cm以下のごぎ、いわなの採捕禁止。(島根県漁業調整規則) (6)堰堤を利用する網漁法の禁止。(島根県漁業調整規則)	1月1日より12月31日まで。

※ 病原菌の移入を防ぐため、他河川から種アユの持込み・外来魚等の放流廃棄は禁止します。
※ 感染症の他河川及び高津川水系内での相互感染防止のため、漁業で使用した竿・タビ・網等の漁具は必ず消毒して下さい。

<http://www.talbot.com>

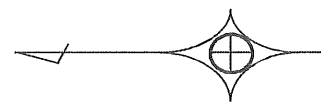
TEL 0856-25-2911

TFI 0856-74-0015



昨午は 残合からレレ 一部の方の来客

ルールを
守ろう!!



注意

- ①許可証は必ず着用し、定められた漁法により操業して下さい。遊漁承認証をオンラインで申し込まれた場合は、確認できる画面を提示できるよう携帯して下さい。（遊漁承認証を印刷された場合は、提示できるよう、必ず着用して下さい。）
- ②魚類の生息には環境が一番大切です。
森を大切にし、誰にでも出来るゴミの持ち帰りを必ず実行して下さい。
- ③林産物や農産物は、農家の大切な収入源です。絶対に持ち帰ってはいけません。
- ④車での入漁の際は、私有地に駐車しないようにして下さい。
地元の迷惑にならないように駐車して下さい。

※河川を使用した各種イベントの開催予定がありますが、本・支所の掲示版、ホームページ等で事前にお知らせします。ご協力をお願いします。

●橋上及び公道からの操業(竿釣り、網)は、地域住民から、通行の妨げになり 非常に危険との苦情がありますので、禁止しました。

